



秋田県公報

目 次

○県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例(七二・委員会提出)……………	2
---	---

この号で公布された
条例のあらまし

◇県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
(秋田県条例第七二号)

- 1 旅費のうち日当を廃止し、現地経費を支給することとした。
(別表第一及び別表第二関係)
- 2 職務を行うために旅行した場合等の旅費の計算方法を改めることとした。(別表第一及び別表第三関係)
- 3 施行期日等
 - (一) この条例は、平成二十一年一月一日から施行することとした。
 - (二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

条

例

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十六日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第七十二号

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員の議員報酬等に関する条例(昭和二十二年秋田県条例第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「日当」を「現地経費」に、

日当 (一日につき) 三、三〇〇円	を	現地経費 (一日につき) 一、三〇〇円
-------------------------	---	---------------------------

に改め、同表の備考を次のように改める。

備考

一 宿泊料の欄中甲地方とは、職員等の旅費に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第六十三号)別表第一の備考に定める甲地方をいい、乙地方とは、同表の備考に定める乙地方をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

二 有料の道路を利用した場合は、この表に定める車賃のほか、その利用に係る料金を車賃として支給する。

別表第二中「日当」を「現地経費」に改める。

別表第三の表の備考以外の部分を次のように改める。

旅費

鉄道賃	車賃(一キロメートルにつき)	宿泊料(一夜につき)
運賃、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金	三七円	七、五〇〇円

別表第三の表の備考一中「備考三(三)」を「備考五(三)」に改め、同表の備考三中「次の」を「宿泊料は、次の」に改め、「は、一夜につき一〇、八〇〇

円を」を削り、同表の備考中三を五とし、二を四とし、同表の備考一の次に次のように加える。

- 二 旅費は、居住地を出発地として計算する。
- 三 有料の道路を利用した場合は、この表に定める車賃のほか、その利用に係る料金を車賃として支給する。

附 則

- 1 この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の県議会議員の議員報酬等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(083)8766005
FAX(083)8766005
E-mail:matsubarara@matsubarainsatsu.co.jp

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄